

第 4 編 事故対策編

第1章 大規模な火事災害 対策計画

第1節 大規模な火事災害予防対策

住宅の密集化、建築物の高層化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増していることから、大規模な火事による多数の死傷者等が発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

第1 災害に強いまちづくりの形成

1. 災害に強いまちの形成 [総務課、建設水道課]

町は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進する。

(1) 市街地の整備

町は、老朽木造住宅密集市街地等防災上の危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上安全な市街地の形成を促進する。

(2) 防災空間の整備

町は、幹線道路や河川等との関係を図りつつ、大規模な火事災害の発生時に避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点等となる都市公園の計画的な配置を行うとともに、避難路及び消防活動困難区域の解消のため、十分な幅員を持った道路の整備を推進する。

(3) 建築物の不燃化の推進

町は、防火地域及び準防火地域の指定による防災に配慮した土地利用を図り、建築物の不燃化を推進する。

2. 火災に対する建築物の安全化 [総務課、建設水道課、伊達地方消防組合、事業者等]

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

町、伊達地方消防組合、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

(2) 建築物の防火管理体制

町、伊達地方消防組合、事業者等は、火事等の災害から人的、物的損害を最小限度に止めるため、学校、病院、工場等の防火対策物における防火管理者の設置について指導し、防火管理体制の強化に努めるものとする。

伊達地方消防組合は、「第2編 一般災害対策編 第1章第8節第3 3 防火管理者制度の効果的運用」に基づき、防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難誘導等防火管理上必要な業務について指導を行い、防火管理体制の充実を図るものとする。

(3) 建築物の安全対策の推進

ア 町は、「第2編 一般災害対策編 第1章第9節第2 特殊建築物、建築設備の防災対策」に基づき、特殊建築物等の防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導

を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図る。

イ 伊達地方消防組合は、旅館等不特定多数の者を収容する施設（防火基準適合表示制度「適マーク」対象施設）については、予防査察時に防火安全対策について適切な指導をするものとする。

第2 大規模な火事災害防止のための情報の充実

〔総務課、政策推進課〕

1. 気象情報の収集及び伝達

町は、大規模な火事災害防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、町防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象特別警報・気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずる。

2. 火災気象通報の伝達及び火災警報等

- (1) 福島地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、消防法第22条に基づき、その状況を直ちに県に通報する。
- (2) 県は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを町に伝えるものとする。
- (3) 町長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報を発することができる。
- (4) 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その町の区域内に在る者は、町条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1. 防災情報通信網等の整備 〔総務課〕

町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2. 応援協力体制の整備 〔総務課、防災関係機関〕

- (1) 町及び防災関係機関は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「第2編 一般災害対策編 第1章第1節第2 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 町及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

3. 救助・救急及び医療（助産）救護 〔総務課、保健福祉課、防災関係機関〕

- (1) 町及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第2編 一般災害対策編 第1章第8節第1 消防力の強化」及び「同編同章第13節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 町は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

4. 消防力の強化 [総務課、伊達地方消防組合]

- (1) 大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- (2) 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。
- (3) 町は、伊達地方消防組合、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

5. 避難対策 [総務課]

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「第2編 一般災害対策編 第1章第12節 避難対策」の定めにより、必要な措置を講ずる。

6. 防災訓練の実施 [総務課、各課、防災関係機関]

町及び防災関係機関は、「第2編 一般災害対策編 第1章第17節 防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、事業者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第4 防災知識の普及・啓発

[総務課、防災関係機関]

町及び防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、住民等に対して、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

第5 要配慮者の安全確保

[総務課、保健福祉課]

町は、「第2編 一般災害対策編 第1章第12節 避難対策」及び「同編同章第19節 要配慮者の安全確保」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 大規模な火事災害応急対策計画

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する応急対策について定めるものとする。

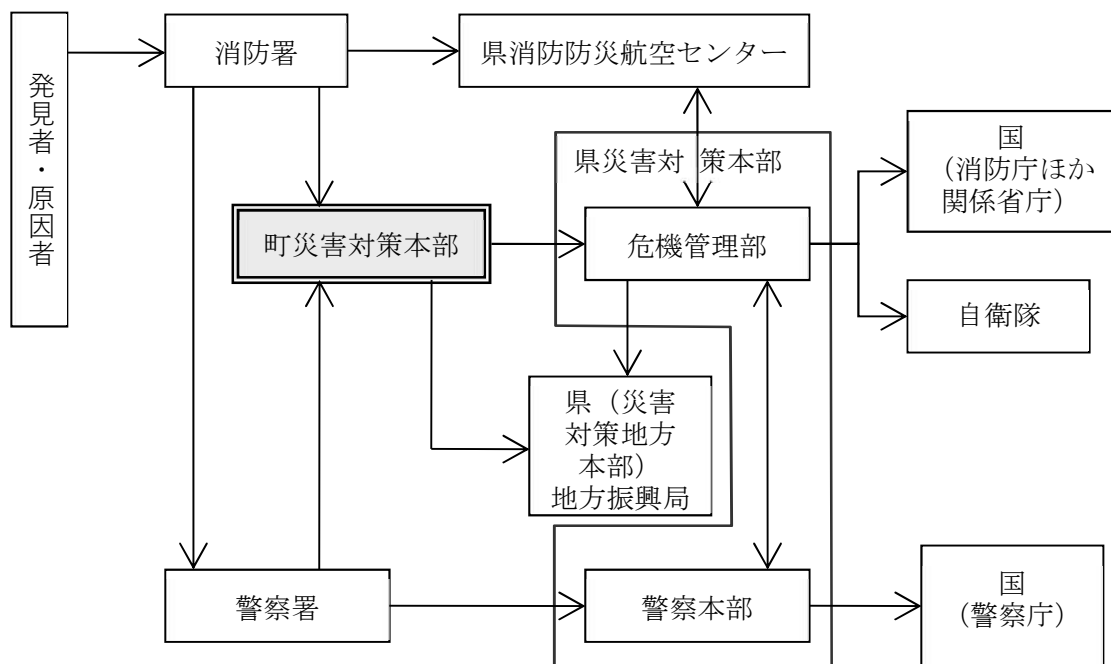
なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

第1 災害情報の収集伝達

【消防交通班、伊達地方消防組合、防災関係機関】

- 1 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第2編 一般災害対策編 第2章 第3節 災害情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。
- 2 町及び伊達地方消防組合から県への大規模な火事災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統—2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

【大規模な火事災害情報伝達系統】



※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

1. 事業者の活動体制 [事業者]

事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2. 町の活動体制 [各班]

(1) 災害対策本部の設置前

ア 事前配備、警戒配備及び特別警戒配備

町は、「第2編 一般災害対策編 第2章第2節第1 配備基準」に基づき、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たる。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備、特別警戒配備へ移行するとともに、「第2編 一般災害対策編 第2章第2節 職員の動員配備」に基づき、必要な措置を講ずる。

なお、特別警戒配備の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、町長の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

イ 特別警戒本部（特別警戒本部体制）

町は、災害の規模、範囲等から災害対策本部の設置には至らないが、必要と認められたときは、「第2編 一般災害対策編 第2章第1節第3 川俣町特別警戒本部」に基づき特別警戒本部を設置し、「第2編 一般災害対策編第2章第2節第1 配備基準」により特別警戒本部体制をとり、災害情報の収集連絡及び総合的な災害応急対策を行うとともに、「第2編 一般災害対策編 第2章第2節 職員の動員配備」の定めにより、必要な措置を講ずる。

なお、配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮して、本部長（町長）の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

(2) 災害対策本部

ア 災害対策本部の設置

町は、災害の規模又は被害の状況等から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「第2編 一般災害対策編 第2章第1節 応急活動体制」に基づき災害対策本部を設置し、国、県、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずる。

災害対策本部の組織編成（部、班編成）については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するために、目的別に変更することができる。

また、災害対策本部の事務分掌については、災害の態様、状況に応じて、事務分掌にかかわらず、本部長の命ずるところにより、他部・他班の行う事項について応援する。

イ 災害対策本部体制

災害対策本部体制については、「第2編 一般災害対策編 第2章第2節 職員の動員配備」の配備基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずる。

なお、災害対策本部体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長（町長）の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

(3) 現地災害対策本部の設置

現地災害対策本部の設置については、「第2編 一般災害対策編 第2章第1節第4 1 本部の設置と解散」の定めによるものとする。

3. 相互応援協力 [消防交通班、伊達地方消防組合]

(1) 町は、火事災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第2編 一般災害対策編 第2章第5節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。

(2) 伊達地方消防組合は、火事災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

4. 自衛隊の災害派遣 [消防交通班]

町は、大規模な火事災害が発生し、必要があると認めるときは、「第2編 一般災害対策編 第2章第9節 自衛隊災害派遣要請計画」の定めにより県を通じて自衛隊に災害派遣を要請する。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1. 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動 [消防交通班、地域福祉班、伊達地方消防組合、町消防団、福島警察署川俣分庁舎]

(1) 町は、「第2編 一般災害対策編 第2章第8節 救助・救急」及び「同編同章第12節 医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、福島警察署川俣分庁舎、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

(2) 消防機関は、保有する資機材を活用し、町、福島警察署川俣分庁舎、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

(3) 福島警察署川俣分庁舎は、「第2編 一般災害対策編 第2章第14節 災害警備活動及び通行規制措置」に基づき、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

2. 消火活動 [消防交通班、伊達地方消防組合、町消防団]

(1) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(2) 町は、必要に応じて県に対し、県消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を要請する。

(3) 町は、被災地外となる場合、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第4 通行規制措置

[福島警察署川俣分庁舎]

福島警察署川俣分庁舎は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第2編 一般災害対策編 第2章第14節 災害警備活動及び通行規制措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

る。

第5 避難誘導

1. 町等のとるべき措置 [消防交通班、伊達地方消防組合、町消防団]

大規模な火事災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、「第2編 一般災害対策編 第2章第10節 避難」の定めにより、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずるものとする。

2. 要配慮者対策 [地域福祉班]

町、県等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、「第2編 一般災害対策編 第2章第10節 避難」及び「同編同章第23節 要配慮者対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

第6 災害広報

[文書広報班、デジタル推進班、防災関係機関、事業者]

町、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフライン等の復旧状況、通行規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第2編 一般災害対策編 第2章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3節 大規模な火事災害復旧対策計画

〔各班、関係機関〕

町及び関係機関は、国と連携し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行い、又は支援するものとする。

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第2編 一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

第2章 林野火災対策計画

第1節 林野火災の特性

本町の山林は、町土の66.15%に当たる84.48k㎡という広大な面積を占める。林野火災は、その発生地点、延焼速度及び拡大化等の諸条件から、火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消防活動とは著しく異なっている。また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の涵養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

第2節 林野火災の予防

町及び伊達地方消防組合は、林野火災を防止するため国、県及び関係機関と連携し次の予防対策を行う。

第1 林野火災に強い地域づくり

〔総務課、農林振興課、伊達地方消防組合、町消防団〕

- 1 林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域を有する町は、県と協議してその地域の特性に配慮した林野火災特別地域対策事業計画を作成し、林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施するものとする。
- 2 森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理運動を推進するよう努めるものとする。
- 3 町は、警報発令等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行うものとする。

第2 林野火災防止のための情報の充実

〔総務課、農林振興課〕

町は、林野火災防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、町防災行政無線を活用し福島地方気象台と連携の上、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずる。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1. 防災情報通信網等の整備 〔総務課〕

町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2. 応援協力体制の整備 〔総務課、防災関係機関〕

林野火災発生時においては、発生現場あるいは風向等により隣接市町村に及ぶ場合があるため、県消防防災ヘリコプター、県を通じた自衛隊への応援要請あるいは隣接県の県消防防災ヘリコプターによる応援、又は隣接市町村及び隣接消防組合等防災関係機関の広域的な応援体制を確立しておくものとする。

町及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じて習熟するものとする。

3. 救助・救急及び医療（助産）救護 〔総務課、保健福祉課、防災関係機関〕

- (1) 町及び防災関係機関は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、「第2編 一般災害対策編 第1章第8節第1 消防力の強化」及び「同編同章第13節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 町は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

4. 消防力の強化 [総務課、農林振興課、伊達地方消防組合、町消防団]

- (1) 町は、伊達地方消防組合とともに計画的に林野火災用消防資機材を整備する。
- (2) 防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識板、警報旗等の防火施設の整備を推進する。
- (3) 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。
- (4) 町は、伊達地方消防組合、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

5. 避難対策 [総務課]

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「第2編 一般災害対策編 第1章第12節 避難対策」の定めにより、必要な措置を講ずる。

6. 防災訓練の実施 [総務課、各課、伊達地方消防組合、町消防団、関係機関、関係団体、住民、県]

町、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「第2編 一般災害対策編 第1章第17節 防災訓練」の定めにより町、県、防災関係機関、林業関係機関、林業関係団体及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施する。

また、消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

第4 防災知識の普及・啓発

[総務課、農林振興課、伊達地方消防組合]

町及び伊達地方消防組合は、国（林野庁）、県（県北農林事務所）、林業関係機関、関係団体及びその他の防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者などの防災意識の啓発を行うものとする。

第5 要配慮者の安全確保

[総務課、保健福祉課]

町は、「第2編 一般災害対策編 第1章第12節 避難対策」及び「同編同章第19節 要配慮者の安全確保」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

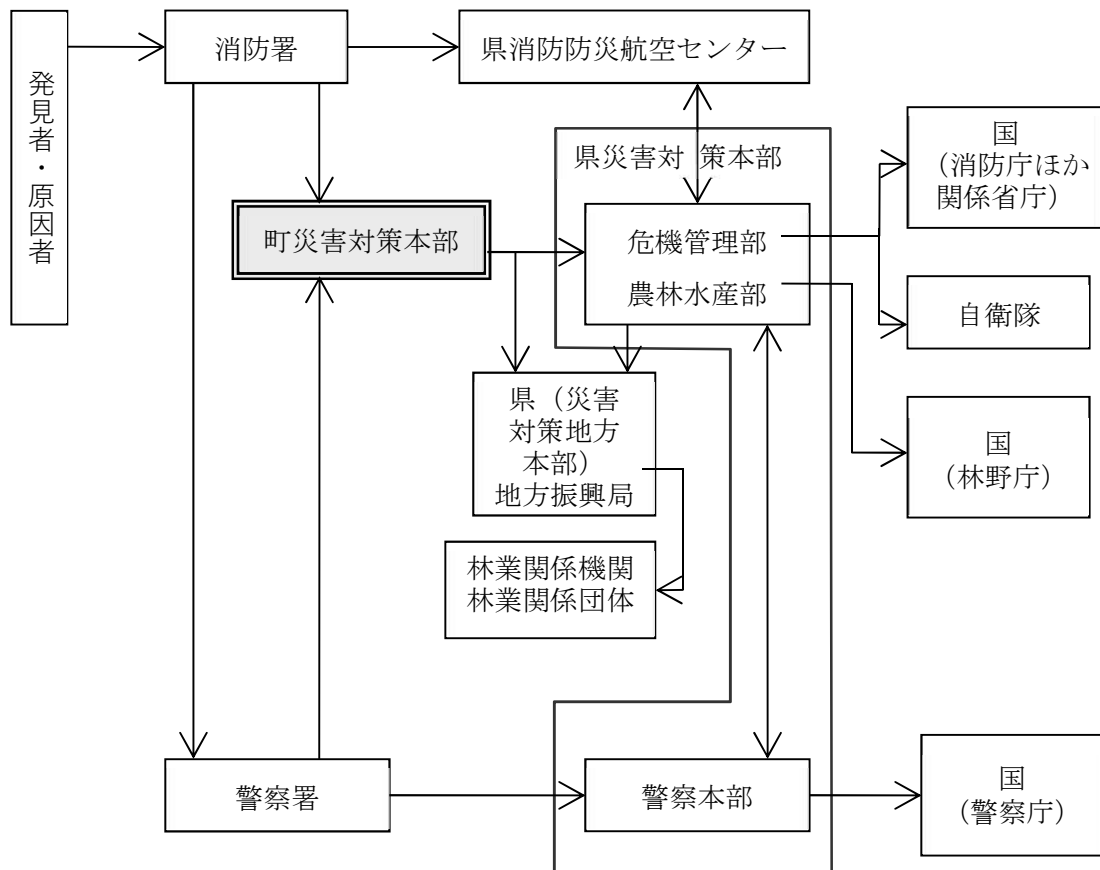
第3節 林野火災の応急対策

町及び伊達地方消防組合は、林野火災発生時においてその状況を的確に把握し、次の応急措置を講ずる。

第1 通報連絡

通報連絡については「第2編 一般災害対策編 第2章第3節 災害情報の収集・伝達」「情報連絡ルート集 報告系統—1 林野火災」によるほか、林業関係機関及び林業関係団体に通報し、必要と認めるときは、応援機関にあらかじめ通報しておくものとする。

【林野火災情報伝達系統】



※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

1. 町の活動体制 [各班]

(1) 災害対策本部の設置前

ア 事前配備、警戒配備及び特別警戒配備

町は、「第2編 一般災害対策編 第2章第2節第1 配備基準」に基づき、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たる。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備、特別警戒配備へ移行するとともに、「第2編 一般災害対策編 第2章第2節 職員の動員配備」に基づき、必要な措置を講ずる。

なお、特別警戒配備の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、町長の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

イ 特別警戒本部（特別警戒本部体制）

町は、災害の規模、範囲等から災害対策本部の設置には至らないが、必要と認められたときは、「第2編 一般災害対策編 第2章第1節第3 川俣町特別警戒本部」に基づき特別警戒本部を設置し、「第2編 一般災害対策編 第2章第2節第1 配備基準」により特別警戒本部体制をとり、災害情報の収集連絡及び総合的な災害応急対策を行うとともに、「第2編 一般災害対策編 第2章第2節 職員の動員配備」の定めにより、必要な措置を講ずる。

なお、配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮して、本部長（町長）の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

(2) 災害対策本部

ア 災害対策本部の設置

町は、災害の規模又は被害の状況等から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「第2編 一般災害対策編 第2章第1節 応急活動体制」に基づき災害対策本部を設置し、国、県、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずる。

災害対策本部の組織編成（部、班編成）については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するために、目的別に変更することができる。

また、災害対策本部の事務分掌については、災害の態様、状況に応じて、事務分掌に関わらず、本部長の命ずるところにより、他部・他班の行う事項について応援するものとする。

イ 災害対策本部体制

災害対策本部体制については、「第2編 一般災害対策編 第2章第2節 職員の動員配備」の配備基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずる。

なお、災害対策本部体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長（町長）の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

(3) 現地災害対策本部の設置

現地災害対策本部の設置については、「第2編 一般災害対策編 第2章第1節第4 1 本部の設置と解散」の定めによる。

2. 林野所有（管理）者及び林業関係事業者の活動体制 **【林野所有（管理）者、林業関係事業者】**

林野所有（管理）者及び林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

第3 応援

【伊達地方消防組合】

林野火災は、多数の消火人員を動員することから、火災の拡大に伴い町及び伊達地方消防組合のみによって消火できないと判断した場合は、近隣町村あるいは消防組合との広域応援協定による応援要請、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づく応援要請を行うものとする。

第4 広域航空消防応援

【消防交通班】

町は、大規模な林野火災が発生しヘリコプターによる消火活動が必要と判断した場合は、県消防防災ヘリコプターの出動要請を行う。

第5 自衛隊災害派遣

【消防交通班】

町は、大規模な林野火災が発生し必要と認めるときは、「第2編 一般災害対策編 第2章第9節 自衛隊災害派遣要請計画」により、福島県知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

第6 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1. 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動 **【消防交通班、地域福祉班、伊達地方消防組合、町消防団、福島警察署川俣分庁舎】**

- (1) 町は、「第2編 一般災害対策編 第2章第8節 救助・救急」及び「同編同章第12節 医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、福島警察署川俣分庁舎、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。
- (2) 伊達地方消防組合は、保有する資機材を活用し、町、福島警察署川俣分庁舎、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。
- (3) 福島警察署川俣分庁舎は、「第2編 一般災害対策編 第2章第14節 災害警備活動及び通行規制措置」に基づき、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

2. 消火活動 **【消防交通班、伊達地方消防組合、町消防団】**

- (1) 町、伊達地方消防組合及び町消防団は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動に当

たつては、次の事項を検討して最善の方策をとるものとする。

- ア 出動部隊の出動区域
 - イ 出動順路と防御担当面（地況精通者の確保）
 - ウ 携行する消防機材及びその他の器具
 - エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
 - オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
 - カ 応急防火線の設定
 - キ 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給要領
 - ク 交代要員の確保
 - ケ 救急救護対策
 - コ 住民等の避難
 - サ 空中消火の要請
 - シ 空中消火資機材の手配及び消火体制（空中消火資機材の手配については「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」を参照すること）
- (2) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (3) 町は、必要に応じて県に対し、県消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を要請するものとする。
- (4) 町は、被災地外となる場合、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第7 通行規制措置

〔福島警察署川俣分庁舎〕

福島警察署川俣分庁舎は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第2編 一般災害対策編 第2章第14節 災害警備活動及び通行規制措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

第8 避難誘導

1. 町及び防災関係機関のとりべき措置 〔消防交通班、伊達地方消防組合、町消防団、防災関係機関〕

林野火災の延焼により住家等への延焼拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、「第2編 一般災害対策編 第2章第10節 避難」の定めにより、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずるものとする。

2. 要配慮者対策 〔地域福祉班〕

町は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難所における生活等について配慮するとともに、「第2編 一般災害対策編 第2章第10節 避難」及び「同編同章第23節要配慮者対策」の定めにより、必要な措置を講ずる。

3. 森林内の滞在者 [消防交通班、農林整備班、伊達地方消防組合、町消防団、防災関係機関]

町、伊達地方消防組合等は、林野火災発生の通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかけるものとする。

第9 災害広報

[文書広報班、デジタル推進班、防災関係機関、事業者]

町、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、通行規制、二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第2編 一般災害対策編 第2章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第10 二次災害の防止

[消防交通班、管理班、建設班、農林整備班、関係機関]

- 1 町は関係機関と連携し、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努める。
- 2 町は関係機関と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行う。

また、できるだけ速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

第4節 林野火災復旧対策計画

〔各班、関係機関〕

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第2編 一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

町は、必要に応じ県及び国と連携し、造林補助事業、治山事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努めるものとする。

第3章 道路災害対策計画

第1節 道路災害予防対策

自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

第1 道路交通の安全のための情報の充実

〔総務課、建設水道課、福島警察署川俣分庁舎〕

町及び福島警察署川俣分庁舎は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努めるものとする。

第2 道路施設等の整備

〔総務課、建設水道課〕

- 1 町は、道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努める。
- 2 町は、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- 3 町は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面对策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施する。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1. 防災情報通信網等の整備 〔総務課、建設水道課〕

- (1) 町は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努める。
- (2) 町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2. 応援協力体制の整備 〔総務課、防災関係機関〕

- (1) 町、県及び防災関係機関は、道路災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「第2編 一般災害対策編 第1章第1節第2 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 町及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

3. 救助・救急及び医療（助産）救護 〔総務課、保健福祉課、伊達地方消防組合、町消防団、防災関係機関〕

- (1) 道路管理者は、救助・救急活動について、平常時から消防機関及び医療機関との連携を

強化しておくものとする。

(2) 町は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

(3) 町は、救助・救急活動について、平常時から消防機関等との連携を強化しておく。

4. 消防力の強化 【総務課、伊達地方消防組合、町消防団】

(1) 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

(2) 町は、伊達地方消防組合、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

5. 危険物等の流出時における防除活動 【総務課】

町は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

6. 防災訓練の実施 【各課、防災関係機関】

町、防災関係機関は、「第2編 一般災害対策編 第1章第17節 防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第4 防災知識の普及・啓発

【総務課】

町は、道路をまもる月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努める。

第5 要配慮者の安全確保

【保健福祉課】

町は、「第2編 一般災害対策編 第1章第12節 避難対策」及び「同編同章第19節 要配慮者の安全確保」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 道路災害応急対策計画

道路災害が発生した場合、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関は応急対策を行うものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

第1 災害情報の収集伝達

1. 道路管理者のとりべき措置 【道路管理者】

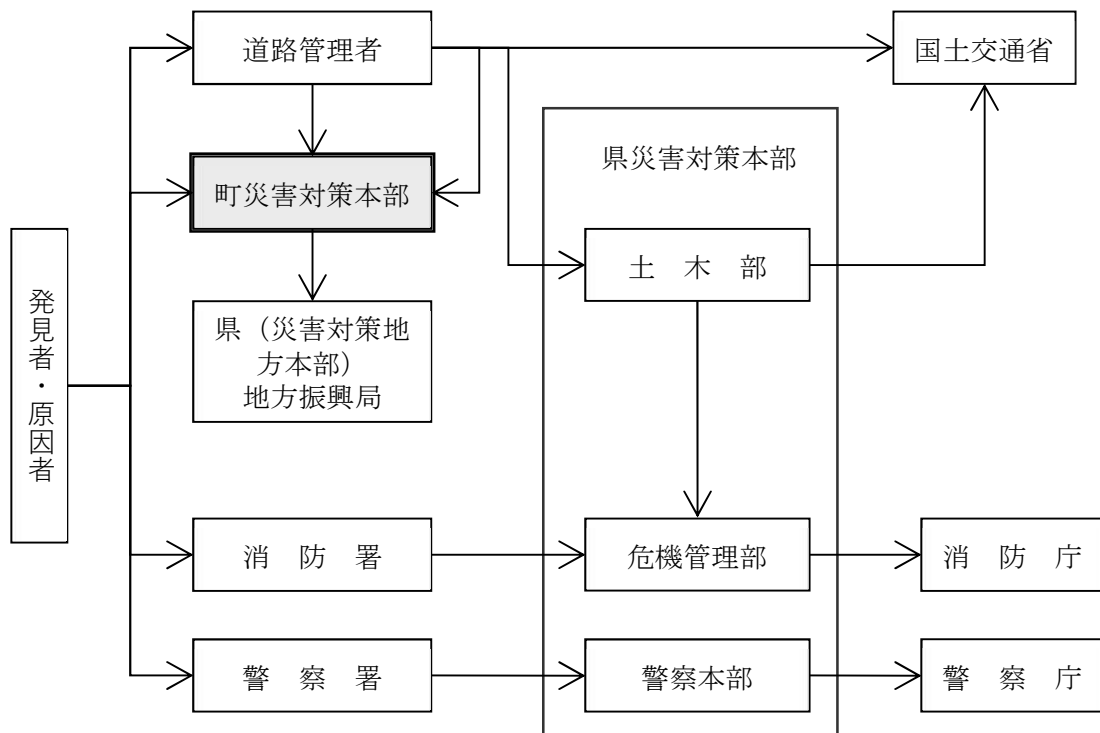
道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに、「道路災害情報伝達系統」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

2. 町及び防災関係機関のとりべき措置 【消防交通班、管理班、防災関係機関】

(1) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第2編 一般災害対策編 第2章 第3節 災害情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。

(2) 町及び伊達地方消防組合から県への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統—2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

【道路災害情報伝達系統】



※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

1. 町の活動体制 [各班]

(1) 災害対策本部の設置前

ア 事前配備、警戒配備及び特別警戒配備

町は、「第2編 一般災害対策編 第2章第2節第1 配備基準」に基づき、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たる。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備、特別警戒配備へ移行するとともに、「第2編 一般災害対策編 第2章第2節 職員の動員配備」に基づき、必要な措置を講ずる。

なお、特別警戒配備の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、町長の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができる。

イ 特別警戒本部（特別警戒本部体制）

町は、災害の規模、範囲等から災害対策本部の設置には至らないが、必要と認められたときは、「第2編 一般災害対策編 第2章第1節第3 川俣町特別警戒本部」に基づき特別警戒本部を設置し、「第2編 一般災害対策編 第2章第2節第1 配備基準」により特別警戒本部体制をとり、災害情報の収集連絡及び総合的な災害応急対策を行うとともに、「第2編 一般災害対策編 第2章第2節 職員の動員配備」の定めにより、必要な措置を講ずる。

なお、配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮して、本部長（町長）の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

(2) 災害対策本部

ア 災害対策本部の設置

町は、災害の規模又は被害の状況等から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「第2編 一般災害対策編 第2章第1節 応急活動体制」に基づき災害対策本部を設置し、国、県、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずる。

災害対策本部の組織編成（部、班編成）については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するために、目的別に変更することができる。

また、災害対策本部の事務分掌については、災害の態様、状況に応じて、事務分掌にかかわらず、本部長の命ずるところにより、他部・他班の行う事項について応援する。

イ 災害対策本部体制

災害対策本部体制については、「第2編 一般災害対策編 第2章第2節 職員の動員配備」の配備基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずる。

なお、災害対策本部体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長（町長）の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

(3) 現地災害対策本部の設置

現地災害対策本部の設置については、「第2編 一般災害対策編 第2章第1節第4 1 本部の設置と解散」の定めによるものとする。

2. 相互応援協力 [消防交通班、伊達地方消防組合]

- (1) 町は、道路災害の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第2編 一般災害対策編 第2章第5節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。
- (2) 伊達地方消防組合は、道路災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

3. 自衛隊の災害派遣 [消防交通班]

町は道路災害が発生し、必要があると認めるときは、「第2編 一般災害対策編 第2章第9節 自衛隊災害派遣要請計画」の定めにより県を通じて自衛隊に災害派遣を要請する。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1. 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動 [消防交通班、地域福祉班、伊達地方消防組合、町消防団、福島警察署川俣分庁舎]

- (1) 道路管理者は、消防機関、福島警察署川俣分庁舎等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するものとする。
- (2) 町は、「第2編 一般災害対策編 第2章第8節 救助・救急」及び「同編同章第12節 医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、福島警察署川俣分庁舎、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。
- (3) 消防機関は、保有する資機材を活用し、町、福島警察署川俣分庁舎、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。
- (4) 福島警察署川俣分庁舎は、「第2編 一般災害対策編 第2章第14節 災害警備活動及び通行規制措置」に基づき、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

2. 消火活動 [消防交通班、伊達地方消防組合、町消防団]

- (1) 道路管理者は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。
- (2) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (3) 町は、必要に応じて県に対し、県消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を要請する。
- (4) 町は、被災地外となる場合、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第4 通行規制措置

〔福島警察署川俣分庁舎〕

福島警察署川俣分庁舎は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第2編 一般災害対策編 第2章第14節 災害警備活動及び通行規制措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

第5 危険物の流出に対する応急対策

〔消防交通班、管理班、伊達地方消防組合、福島警察署川俣分庁舎〕

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、町は伊達地方消防組合及び福島警察署川俣分庁舎と、相互に協力して、「第2編 一般災害対策編 第2章第10節 避難」の定めにより、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧

〔消防交通班、管理班、建設班、福島警察署川俣分庁舎〕

- 1 町は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- 2 福島警察署川俣分庁舎は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るとともに、被災現場周辺等の施設についても緊急点検を行うものとする。

第7 災害広報

〔文書広報班、デジタル推進班、防災関係機関、事業者〕

町、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、道路等の復旧状況、通行規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第2編 一般災害対策編 第2章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3節 道路災害復旧対策計画

〔各班、関係機関〕

町は関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行う。

また、道路管理者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第2編 一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

第4章 危険物等災害対策 計画

第1節 危険物等災害予防対策

危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

ただし、原子力発電所における放射性物質の大量放出により生ずる災害対策については、「原子力災害対策編」の定めるところによるものとする。

第1 危険物等の定義

1. 危険物

消防法第2条第7項に規定されているものとする。

2. 高圧ガス

高圧ガス保安法第2条に規定されているものとする。

3. 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法第2条に規定されているものとする。

4. 火薬類

火薬類取締法第2条に規定されているものとする。

第2 危険物等施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、この節において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守し、また、町及び県は、危険物等関係施設に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努めるものとする。

1. 危険物 【総務課、県、事業者】

(1) 事業者のとりべき措置

事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編 第1章第22節第1 危険物施設災害予防対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図るものとする。

(2) 県、町のとりべき措置

ア 県は、消防関係機関の協力のもと、危険物取扱者保安講習等の啓発教育事業により、危険物取扱者の資質の向上及び自主保安体制の推進を図るものとする。

イ 町、県等は、製造所、貯蔵所等に対する立入検査及び移送・運搬車両に対する路上立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

2. 高圧ガス [県、事業者]

(1) 事業者のとりべき措置

事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「第2編 一般災害対策編 第1章第22節第3 高圧ガス施設災害予防対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、防災訓練の実施、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

(2) 県のとりべき措置

ア 県は、保安統括者及び製造保安係員等に対する保安教育講習の実施、高圧ガス設備に係る定期自主検査の指導等により、事業者による自主保安体制の推進を図るものとする。

イ 県は、高圧ガス製造事業者等に対する保安検査、立入検査、移動車両等に対する路上点検及びその他保安指導を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

3. 毒物・劇物 [県、事業者]

(1) 事業者のとりべき措置

事業者は、毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「第2編 一般災害対策編 第1章第22節第4 毒物・劇物施設災害予防対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

(2) 県のとりべき措置

県は、毒物劇物取扱責任者、保安責任者等に対する災害時危害防止対策、防災体制等についての災害予防講習の実施及び取扱施設等に対する定期自主検査の実施の指導等により、自主保安体制の推進を図るものとする。また、製造、貯蔵等毒物・劇物取扱施設及び運送現場に対する立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

4. 火薬類 [県、事業者]

(1) 事業者のとりべき措置

事業者は、火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「第2編 一般災害対策編 第1章第22節第2 火薬類施設災害予防対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する手帳制度に基づく再教育講習及び保安教育講習、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

(2) 県のとりべき措置

県は、危害予防週間における保安教育等の確実な実施及び各種教育訓練の実施、施設等の定期自主検査の実施等の指導により、自主保安体制の推進を図るものとする。

また、火薬類の爆発等の災害及び盗難を防止するため、保安検査、立入検査及び保安指導を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1. 防災情報通信網等の整備 [総務課]

町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2. 応援協力体制の整備 [総務課、県、防災関係機関、事業者]

- (1) 事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。
- (2) 町、県及び防災関係機関は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「第2編 一般災害対策編 第1章第1節第2 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 町、県及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

3. 救助・救急及び医療（助産）救護 [総務課、保健福祉課、県、防災関係機関、事業者]

- (1) 町、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第2編 一般災害対策編 第1章第8節第1 消防力の強化」及び「同編同章第13節 医療（助産）救護・防疫対策の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 町及び県は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。
- (3) 事業者は、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図るものとする。

4. 消防力の強化 [総務課、伊達地方消防組合、県、事業者]

(1) 事業者のとりべき措置

危険物等災害による被害の拡大を最小限に留めるため、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄など資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、平常時から消防機関等との連携の強化をしておくものとする。

(2) 県のとりべき措置

危険物等災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、指導支援を行うものとする。

(3) 町のとりべき措置

ア 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

イ 町は、伊達地方消防組合、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

5. 危険物等の大量流出時における防除活動 [伊達地方消防組合、県、事業者]

- (1) 県は、関係機関による防除資機材の整備状況の把握に努め、災害発生時に応援を求めることができる体制の整備について支援するものとする。
- (2) 消防機関、関係事業者等は、危険物等が河川等へ大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備するとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を

整備するものとする。

6. 避難対策 [総務課]

町は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「第2編 一般災害対策編 第1章第12節 避難対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

7. 防災訓練の実施 [総務課、各課、防災関係機関]

町及び防災関係機関は、「第2編 一般災害対策編 第1章第17節 防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第4 防災知識の普及・啓発

[総務課、防災関係機関]

町及び防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

第5 要配慮者対策

[保健福祉課]

町は、「第2編 一般災害対策編 第1章第12節 避難対策」及び「同編同章第19節要配慮者の安全確保」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 危険物等災害応急対策計画

危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する応急対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

ただし、原子力発電所における放射性物質の大量放出により生ずる災害対策については、「原子力災害対策編」の定めるところによるものとする。

第1 災害情報の収集伝達

1. 事業者のとりべき措置 【事業者】

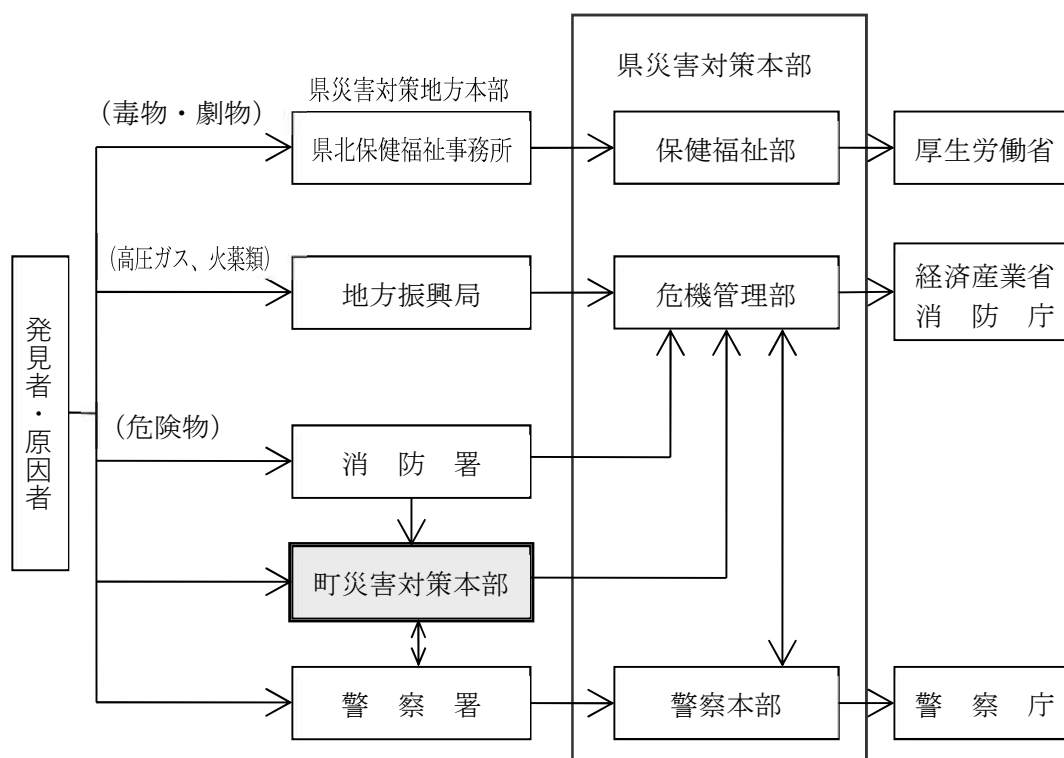
事業者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに、「危険物等災害情報伝達系統」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

2. 町及び防災関係機関のとりべき措置 【総務課、伊達地方消防組合】

(1) 町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第2編 一般災害対策編 第2章 第3節 災害情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。

(2) 町及び伊達地方消防組合から県への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集報告系統—2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統—4 火薬類・高圧ガス事故」により連絡するものとする。

【危険物等災害情報伝達系統】



※この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 活動体制の確立

1. 事業者の活動体制 [事業者]

事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2. 町の活動体制 [各班]

(1) 事前配備、警戒配備及び特別警戒配備

町は、「第2編 一般災害対策編 第2章第2節第1 配備基準」に基づき、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たるものとする。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備、特別警戒配備へ移行するとともに、「第2編 一般災害対策編 第2章第2節 職員の動員配備」に基づき、必要な措置を講ずる。

なお、特別警戒配備の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、町長の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

(2) 特別警戒本部（特別警戒本部体制）

町は、災害の規模、範囲等から災害対策本部の設置には至らないが、必要と認められたときは、「第2編 一般災害対策編 第2章第1節第3 川俣町特別警戒本部」に基づき特別警戒本部を設置し、「第2編 一般災害対策編第2章第2節第1 配備基準」により特別警戒本部体制をとり、災害情報の収集連絡及び総合的な災害応急対策を行うとともに、「第2編 一般災害対策編 第2章第2節 職員の動員配備」の定めにより、必要な措置を講ずる。

なお、配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮して、本部長（町長）の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

(3) 災害対策本部

ア 災害対策本部の設置

町は、災害の規模又は被害の状況等から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「第2編 一般災害対策編 第2章第1節 応急活動体制」に基づき災害対策本部を設置し、国、県、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずる。

災害対策本部の組織編成（部、班編成）については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するために、目的別に変更することができる。

また、災害対策本部の事務分掌については、災害の態様、状況に応じて、事務分掌にかかわらず、本部長の命ずるところにより、他部・他班の行う事項について応援する。

イ 災害対策本部体制

災害対策本部体制については、「第2編 一般災害対策編 第2章第2節 職員の動員配備」の配備基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずる。

なお、災害対策本部体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長（町長）の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

(4) 現地災害対策本部の設置

現地災害対策本部の設置については、「第2編 一般災害対策編 第2章第1節第4 1 本

部の設置と解散」の定めによるものとする。

3. 相互応援協力 [消防交通班、伊達地方消防組合]

- (1) 町は、危険物等災害の規模が、町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「第2編 一般災害対策編 第2章第5節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。
- (2) 伊達地方消防組合は、危険物等災害の規模が町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、町との調整の上、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

4. 自衛隊の災害派遣 [消防交通班]

町は、大規模な火事災害が発生し、必要があると認めるときは、「第2編 一般災害対策編 第2章第9節 自衛隊災害派遣要請計画」の定めにより県を通じて自衛隊に災害派遣を要請する。

第3 災害の拡大防止

1. 事業者のとりべき措置 [事業者]

事業者は、危険物等災害時において消防機関、警察機関等の関係機関と連携を密にし、関係法及び「第2編 一般災害対策編 第2章第25節 危険物施設等災害応急対策」の定めにより、的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

2. 町、県、消防機関等のとりべき措置 [消防交通班、除染対策班、伊達地方消防組合、県]

町、県、消防機関等は、関係法及び「一般災害対策編 第2章第25節 危険物施設等災害応急対策」の定めにより、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

第4 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1. 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動 [消防交通班、地域福祉班、伊達地方消防組合、町消防団、福島警察署川俣分庁舎]

- (1) 町は、「第2編 一般災害対策編 第2章第8節 救助・救急」及び「同編同章第12節 医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、福島警察署川俣分庁舎、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。
- (2) 消防機関は、保有する資機材を活用し、町、福島警察署川俣分庁舎、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。
- (3) 福島警察署川俣分庁舎は、「第2編 一般災害対策編 第2章第14節 災害警備活動及び通行規制措置」に基づき、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

2. 消火活動 [消防交通班、伊達地方消防組合、町消防団]

- (1) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

る。

(2) 町は、必要に応じて県に対し、県消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を要請する。

(3) 町は、被災地外となる場合、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第5 通行規制措置

〔福島警察署川俣分庁舎〕

福島警察署川俣分庁舎は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第2編 一般災害対策編 第2章第14節 災害警備活動及び通行規制措置」の定めにより、必要な措置を講ずる。

第6 危険物等の大量流出に対する応急対策

1. 事業者、消防機関、警察等のとるべき措置 〔伊達地方消防組合、福島警察署川俣分庁舎、事業者〕

事業者、消防機関及び福島警察署川俣分庁舎等は、危険物等の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

2. 町及び県のとるべき措置 〔消防交通班、除染対策班、県〕

町及び県は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。

第7 避難誘導

1. 町及び防災関係機関のとるべき措置 〔消防交通班、伊達地方消防組合、町消防団、防災関係機関〕

危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、「第2編 一般災害対策編 第2章第10節 避難」の定めにより、地域住民等に対し避難指示等の必要な措置を講ずる。

2. 要配慮者対策 〔地域福祉班〕

町は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、「第2編 一般災害対策編 第2章第10節 避難」及び「同編同章第23節 要配慮者対策」の定めにより、必要な措置を講ずる。

第8 災害広報

〔文書広報班、デジタル推進班、防災関係機関、事業者〕

町、県、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、通行規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第2編 一般災害対策編 第2章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

第3節 危険物等災害復旧対策計画

〔各班、関係機関〕

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「第2編 一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

第5章 航空災害対策計画

第1節 航空災害予防対策計画

航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

第1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1. 防災情報通信網等の整備 [総務課]

町は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2. 応援協力体制の整備 [総務課、県、防災関係機関、関係事業者]

(1) 航空運送事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び関係事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。

(2) 町、県及び防災関係機関は、航空災害が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、「第2編 一般災害対策編 第1章第1節第2 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 町、県、防災関係機関及び関係事業者は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

3. 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護 [総務課、保健福祉課、防災関係機関]

(1) 町、県及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「第2編 一般災害対策編 第1章第8節第1 消防力の強化」及び「同編同章第13節 医療（助産）救護・防疫対策の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 町及び県は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

4. 消防力の強化 [総務課、伊達地方消防組合]

(1) 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

(2) 町は、伊達地方消防組合、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

5. 防災訓練の実施 [総務課、各課、防災関係機関、事業者、住民]

町及び防災関係機関は、「一般災害対策編 第1章第17節 防災訓練」の定めにより大規模災害を想定し、町、県、防災関係機関、空港管理者、航空運送事業者等が相互に連携し、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第2 要配慮者対策

〔総務課、保健福祉課〕

町は、「第2編 一般災害対策編 第1章第12節 避難対策」及び「第2編 一般災害対策編 第1章第19節 要配慮者の安全確保」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 航空災害応急対策計画

大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する応急対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

第1 方針

航空機の墜落等による災害から乗客及び地域住民を守るため、防災関係機関の初動体制を確立し、被害拡大防止等の応急対策について定めるものとする。

第2 主な実施責任者

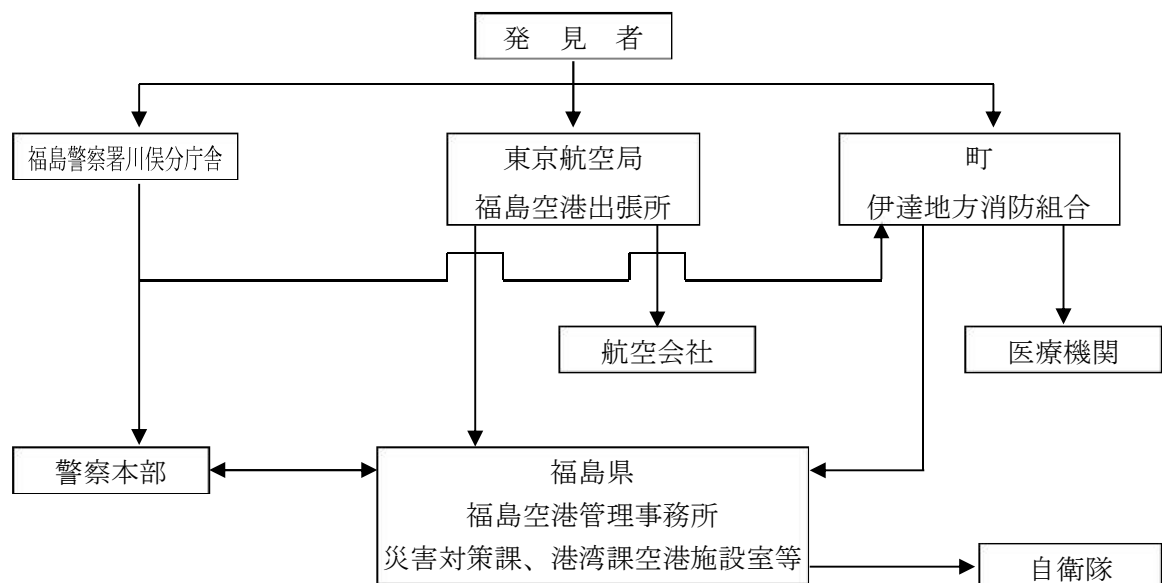
町

福島警察署川俣分庁舎

第3 実施内容

1. 通報連絡体制

航空機事故が発生した場合における通報、連絡は以下により行う。



2. 町の措置 【消防交通班、各班】

- (1) 航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者等からの通報を受けたときは、上記1により県及び防災関係機関に通報する。
- (2) 必要に応じ、防災関係機関、関係公共団体の協力を得て、救助及び消火活動等応急対策を実施する。

3. 町の活動体制 [各班]

(1) 災害対策本部の設置前

ア 事前配備、警戒配備及び特別警戒配備

町は、「第2編 一般災害対策編 第2章第2節第1 配備基準」に基づき、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たる。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備、特別警戒配備へ移行するとともに、「第2編 一般災害対策編 第2章第2節 職員の動員配備」に基づき、必要な措置を講ずる。

なお、特別警戒配備の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、町長の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

イ 特別警戒本部（特別警戒本部体制）

町は、災害の規模、範囲等から災害対策本部の設置には至らないが、必要と認められたときは、「第2編 一般災害対策編 第2章第1節第3 川俣町特別警戒本部」に基づき特別警戒本部を設置し、「第2編 一般災害対策編第2章第2節第1 配備基準」により特別警戒本部体制をとり、災害情報の収集連絡及び総合的な災害応急対策を行うとともに、「第2編 一般災害対策編 第2章第2節 職員の動員配備」の定めにより、必要な措置を講ずる。

なお、配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮して、本部長（町長）の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

(2) 災害対策本部

ア 災害対策本部の設置

町は、災害の規模又は被害の状況等から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「第2編 一般災害対策編 第2章第1節 応急活動体制」に基づき災害対策本部を設置し、国、県、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずる。

災害対策本部の組織編成（部、班編成）については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するために、目的別に変更することができる。

また、災害対策本部の事務分掌については、災害の態様、状況に応じて、事務分掌にかかわらず、本部長の命ずるところにより、他部・他班の行う事項について応援する。

イ 災害対策本部体制

災害対策本部体制については、「第2編 一般災害対策編 第2章第2節 職員の動員配備」の配備基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずる。

なお、災害対策本部体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長（町長）の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

(3) 現地災害対策本部の設置

現地災害対策本部の設置については、「第2編 一般災害対策編 第2章第1節第4 1 本部の設置と解散」の定めによるものとする。

4. 相互応援協力 [消防交通班、伊達地方消防組合]

町は、災害の規模が大きく、町で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

また、被災者の救助及び消防活動等の実施について、必要に応じ県（災害対策課）に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

5. 自衛隊の災害派遣 [消防交通班]

町は、大規模な航空災害が発生し、必要があると認めるときは、「第2編 一般災害対策編 第2章第9節 自衛隊災害派遣要請計画」の定めにより県を通じて自衛隊に災害派遣を要請する。

6. 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動 [消防交通班、地域福祉班、伊達地方消防組合、町消防団、福島警察署川俣分庁舎]

(1) 町は、「第2編 一般災害対策編 第2章第8節 救助・救急」及び「同編同章第12節 医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、福島警察署川俣分庁舎、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

(2) 消防機関は、保有する資機材を活用し、町、福島警察署川俣分庁舎、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

(3) 福島警察署川俣分庁舎は、「第2編 一般災害対策編 第2章第14節 災害警備活動及び通行規制措置」に基づき、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

7. 消火活動 [消防交通班、伊達地方消防組合、町消防団]

(1) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(2) 町は、必要に応じて県に対し、県消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を要請する。

(3) 町は、被災地外となる場合、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

8. 通行規制措置 [福島警察署川俣分庁舎]

福島警察署川俣分庁舎は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第2編 一般災害対策編 第2章第14節 災害警備活動及び通行規制措置」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

9. 災害広報 [文書広報班、デジタル推進班、防災関係機関、事業者]

町、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、航空災害の状況、安否情報、ライフライン等の復旧状況、通行規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「第2編 一般災害対策編 第2章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。